

日本政治学会理事長選出規程

第一条 理事長は、公選理事の中から選出する。

第二条 現理事長は、理事選挙後、理事選考委員会（日本政治学会理事・監事選出規程第八条）に先だつて、公選理事による次期理事長候補者選考委員会を招集する。

二 公選理事は、同選考委員会に欠席する場合、他の公選理事に議決権を委任することができる。

三 次期理事長選考委員会では、理事長に立候補した者、または推薦された者について投票を行い、過半数の得票を得て、第一位となった者を次期理事長候補者とする。

四 投票の結果、過半数の得票者がいない場合、上位二名につき再投票を行い、上位の得票者を次期理事長候補者とする。

五 再投票による得票が同数の場合は、抽選によって決定する。

第三条 選考理事を含めた次期理事会は、次期理事長候補者の理事長への選任について審議し、議決する。

二 理事は、欠席する場合、他の理事に議決権を委任することができる。

(二〇〇二年一〇月五日制定)